

監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第 1 定期監査

1 平成21年度定期監査結果報告（平成22年 3 月30日監査報告第 6 号）

【重点テーマ 1】債権管理

(1) 財産調査、折衝の不徹底（戸塚区）

[監査結果]

【指摘事項】

以下に掲げる債権の管理について、督促、催告、財産調査及び折衝に不適切な事例が見受けられたので、法令等に従い適切な管理を進められたい。

ウ 国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である本市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

そこで、返還請求事務についてみたところ、督促及び催告が行われていない事例が見受けられた。

(ア) 平成21年12月まで督促を行っていなかった。（戸塚区保険年金課）

[措置結果]

平成21年12月以降は、納期限を 1 か月以上過ぎても納入のない被保険者を対象に督促状を送付しています。また、督促状送付後もなお納入のない被保険者に対しては、平成22年12月及び平成23年 8 月に催告書を送付しました。今後も、毎月 1 回の督促及び年 2 回の催告を実施していく予定です。

【重点テーマ 2】土地（公有財産）管理

(1) 無許可の占有など行政財産の不適正な管理（交通局）

[監査結果]

【指摘事項】

各局区の所管する土地等の管理状況をみたところ、行政財産の管理について不適正なものが見受けられた。

については、個別に精査し、必要な手続を行うなど適正な財産管理を行われたい。

ウ 使用許可を行っている土地を指定用途以外に使用するなど、許可内容とは異なる使用状況が認められた。

(エ) 通路として使用許可を行っている港南区野庭町の高架下の土地が、駐車場として利用されていた。（交通局統括営業課）

[措置結果]

駐車場として使用していた所有者に対して車の移動を求め、平成23年12月 1 日に移動を確認しました。

(注)

(5) 普通財産貸付料の未納分徴収に関する不適切な事務処理（財政局）

[監査結果]

【指摘事項】

行政運営調整局では普通財産の土地の貸付を行っているが、土地貸付料の未納分（114件）の徴収状況についてみたところ、次のとおり不適切な取り扱いがみられたので、改められたい。（行政運営調整局財産管理課）

ア 督促状を送付した後の文書による催告が、全件とも行われていなかった。また、電話・訪問等による催告などの状況の記録管理が不十分であった。

イ 督促をした後、1年を経過してもなお支払が行われないときは、連帯保証人にその履行を請求することとなっているが、請求が行われていなかった。

[措置結果]

「滞納整理プロジェクト」を設置し、全ての未納分について、平成23年1月までに文書による催告を行うとともに、徴収困難な案件は弁護士へ対応を依頼し、平成23年12月から連帯保証人への請求を行っています。

また、これまでの文書・電話・訪問等による催告の状況を滞納整理記録票に記載しました。

(注)：() の局区名は、機構改革後の名称を記載。これ以降についても同じ。

2 平成22年度定期監査結果報告（平成23年3月18日監査報告第3号）

2 債権管理各論

(2) 国民健康保険料滞納整理における財産調査、折衝の不徹底（保土ヶ谷区、泉区）

[監査結果]

【指摘事項】

国民健康保険料の債権管理について、財産調査及び折衝等に不適切な事例が見受けられたので、法令等に従い適切な管理を進められたい。

未納世帯のうち滞納金額が100万円を超える案件について各区10件ずつ抽出し、財産の調査、滞納者との折衝についての記録等を確認したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 平成18年度からの未納で、平成21年度に分納誓約をしたが、分納誓約が履行されず現在に至っている。この間1年以上接触がなされておらず、預金や生命保険等の財産調査も行われていない。（保土ヶ谷区保険年金課）

イ 平成17年度からの未納で、平成21年度に分納誓約をしたが、分納誓約が履行されず現在に至っている。この間1年以上接触がなされておらず、不動産や預金、生命保険等の財産調査も行われていない。（泉区保険年金課）

ウ 平成21年度からの未納で、過去の折衝経緯から現住所地に居住しているかどうか疑わしい案件で、国民健康保険の資格確認のための現地調査を行っていない。（保土ヶ谷区保険年金課）

[措置結果]

(保土ヶ谷区)

平成23年度収納率向上行動計画書を策定し、高額滞納案件を中心に、財産調査の結果に基づき差押えを含めた納付折衝を行い、滞納整理を積極的に実施しています。

また、平成23年5月に新設された財政局主税部税務課税外債権回収担当と滞納処分状況等の情報の共有を図り、連携して滞納整理を実施しています。

(泉区)

平成23年度収納率向上行動計画書を策定し、高額滞納案件を中心に、財産調査の結果に基づき差押えを含めた納付折衝を行い、滞納整理を積極的に実施しています。

また、平成23年5月に新設された財政局主税部税務課税外債権回収担当と滞納処分状況等の情報の共有を図り、連携して滞納整理を実施しています。

(3) 介護保険料滞納整理における折衝等の不徹底（西区、保土ヶ谷区、泉区及び健康福祉局）

[監査結果]

【指摘事項】

介護保険料滞納整理について、滞納金額上位 30人を抽出し、折衝記録等で状況を確認したところ、次のとおり不十分な状況が見受けられた。

(単位：人)

区名	折衝等の状況なし	滞納整理方針なし
西区	25	26
保土ヶ谷区	23	27
泉区	24	27

については、各区保険年金課においては、区局連携の上、介護保険料滞納整理を着実に進められたい。（西区、保土ヶ谷区及び泉区保険年金課、健康福祉局介護保険課）

[措置結果]

(西区)

平成23年度介護保険料収納対策実施計画書を策定し、高額滞納者に対し、催告書や電話等を通じた納付折衝や財産調査を行い、滞納整理を実施しています。

(保土ヶ谷区)

平成23年度介護保険料収納対策実施計画書を策定し、高額滞納者を中心に、催告書や電話等を通じた納付折衝や財産調査を行い、滞納整理を実施しています。

(泉区)

平成23年度介護保険料収納対策実施計画書を策定し、高額滞納者を中心に、催告書や電話等を通じた納付折衝や財産調査を行い、滞納整理を実施しています。

(健康福祉局)

ア 平成23年3月、6月に介護保険料収納対策会議を開催し、各区の収納状況や滞納整理実施状況、収納対策の方針等について議論し、効果的な収納対策の実施を確認しました。

イ 納付指導の強化を図るため、介護保険料の高額未納者に関し、各区に該当被保険者への接触・納付指導を依頼しました。各区から平成23年9月末の対応状況報告を受け

ました。

(4) 折衝の不徹底（こども青少年局）

[監査結果]

【指摘事項】

母子寡婦福祉資金貸付金返還金の未収額上位30件について、督促、催告状況、差押え可能な財産の調査や納付促進のための滞納者との折衝についての記録等を確認したところ、6件について、督促状及び催告状の発送は行っているものの、その後長期間、履行を請求するなどの措置がとられていないものが見受けられた。については、適切な債権管理の実現に向けて納付折衝を行われたい。（こども青少年局こども家庭課）

[措置結果]

対象6件については、連帯保証人を含めた各債務者に対し、平成22年度から平成23年度にかけて、納付を催促する文書の発送に加え、架電による納付折衝を行いました。

(5) 債権管理台帳整備の不徹底（財政局、こども青少年局及び健康福祉局）

[監査結果]

【指摘事項】

次に掲げる債権の管理について、「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づく台帳が整備されていない、又は台帳に時効管理に必要な情報が記載されていないなど、不適切な台帳管理の状況が見られたので、条例等に従い適切な管理を進められたい。

所管局・課	債権名
総務局 財産管理課	・土地の売払収入
こども青少年局 こども家庭課	・母子寡婦福祉資金貸付金
健康福祉局 高齢健康福祉課	・高齢者住宅整備資金貸付金
健康福祉局 障害福祉課	・身体障害者更生資金貸付金 ・心身障害者扶養共済事業における加入者掛金未収金 ・障害者住宅整備資金貸付金

[措置結果]

(財政局)

平成23年6月に従前の延納整理簿を「横浜市の私債権の管理に関する条例」に則した債権管理台帳に改善しました。

(こども青少年局)

母子寡婦福祉資金貸付金では、これまで時効に関する情報を総括的に管理するシステムが存在していませんでしたが、平成24年1月から稼動している福祉保健システムで、時効管理に必要な情報を、随時端末で確認することが可能となるよう台帳を整備しました。

(健康福祉局)

(1) 障害福祉課

指摘を受けた貸付金、未収金の債権管理については、時効管理の情報の記載も含

め平成23年8月までに台帳を整備しました。

(2) 高齢健康福祉課

「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づき、債権管理台帳を整備しました。

(6) 差押債権取立後の配当手続の不備（西区）

[監査結果]

【指摘事項】

次に掲げる債権の管理について、次のような不適切な事例が見受けられたので、法令に従い適切な事務処理を行われたい。

ア 国民健康保険料についての差押債権の取立を行っていたが、国税徴収法第131条に基づく配当計算書の作成等の手続が遅延していた事例が見受けられた。

イ 差押債権額が滞納金額を超過し、滞納者及び他執行機関への配当が生じる場合の手続が、国税徴収法第132条に基づく手続となっていない事例が見受けられた。

ウ 差押債権額を換価し、滞納者へ配当がある場合には、配当の交付期日以降滞納者が交付を受けることができるようにする必要があるが、即座に受け取ることができない状態となっている事例が見受けられた。（西区保険年金課）

[措置結果]

ア及びイ 差押債権取立手続について、速やかに手続を行っています。

また、国税徴収法に基づいた配当手続について、係内研修を実施し、滞納処分に関わる職員に周知徹底しました。

ウ 歳入歳出外現金口座に入金されている滞納者への返還金について、法に基づき速やかに同人への口座送金を行っています。

(7) 貸付金契約書の紛失（政策局、経済局）

[監査結果]

【指摘事項】

本市から外郭団体や施設を整備する社会福祉法人等に資金の長期貸付を行う際、貸付に関する契約を貸付先との間で締結しているが、契約書を紛失しているものが見受けられた。

契約書は、契約の存在及び双方の合意内容を明らかにし、後の紛争を防止するために作成される基本的かつ重要な書類である。については、契約書の保管方法などを改め、紛失等の事態が発生しないように改善されたい。

(平成21年度末)

所管局	債権名	貸付年度	貸付額	残債額
都市経営局 国際政策課	横浜市国際交流協会 基金運用益緊急 補填事業貸付金	平成5年度	800万円	800万円
		平成6年度	1,000万円	1,000万円
経済観光局 新産業振興課	木原記念横浜生命 科学振興財団基金	平成5年度	600万円	600万円
		平成6年度	1,000万円	1,000万円

	運用益緊急補填事業貸付金	平成7年度	1,000万円	1,000万円
		平成8年度	500万円	500万円
		平成9年度	500万円	500万円

[措置結果]

(政策局)

紛失した契約書については、貸付先との間で、契約を締結していることを証する「確認書」を作成しました。また、当該契約に関するすべての契約書及び確認書について、室内の金庫で保管することとしました。

(経済局)

平成23年10月20日付で、貸付先である（財）木原記念横浜生命科学振興財団との間で、契約を締結していることを証する確認書を作成し、双方で取り交わしたとともに、鍵のかかる書庫に保管しました。

3 市民利用施設等の管理・運営

(1) 施設所管課による事業報告書の確認の不徹底（保土ヶ谷区）

[監査結果]

【指摘事項】

指定管理者制度が導入されている施設については、基本協定に基づき、事業年度終了後に事業報告書を提出させている。そこで、提出された事業報告書をみたところ次のような事例が見受けられた。

については、指定管理者から提出された事業報告書の確認を徹底されたい。（地域協働課）

施設所管課は、事業報告書と業務の基準等とを突合し、不一致な点があれば、指定管理者に確認をしなければならない。しかし、保土ヶ谷スポーツセンターの事業報告書には、自家用電気工作物などの保守点検の一部で、「年間を通じて点検実施」としか記載されておらず、内容も確認していなかった。

点検項目	基準	実績	報告書の記載内容
消防設備 定期点検	2回/年	2回/年	年間を通じて点検実施
自家用電気工作物 定期点検	6回/年	6回/年	年間を通じて点検実施

[措置結果]

「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」に基づいて、業務点検を行い、仕様書等で定められた業務が行われているか確認しました。また、今年度提出する事業報告書について、仕様書等で定められている業務内容が確認できる内容を記載するよう指導し、改善されたことを確認しました。

(2) 施設所管課による施設の状況把握、巡視点検の不徹底（西区、保土ヶ谷区及び泉区）

[監査結果]

【指摘事項】

施設の安全面やサービス水準の確保等の観点からは、指定管理者の管理運営状況を本

市が十分に把握する必要がある。

そこで、区役所が所管する指定管理施設の一部を見たところ、施設の管理状況や修繕の実施状況の把握、巡視点検を「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」どおりに行っていない事例が見受けられたので、マニュアルに基づき、適切に管理運営状況を把握されたい。

ア 施設所管課は、地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理施設の管理状況や修繕の実施状況を隔月に報告を受けることとなっているが、隔月に報告される状況をその都度確認せずに、年度終了時点での業務報告書で確認を取っていた。(保土ヶ谷区地域協働課)

項目	該当施設	基準	実績
施設の管理状況や修繕の実施状況の確認	区内全地区センター、区内全コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス	隔月	1回/年

イ 施設所管課は、地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理施設の巡視点検を四半期ごとに行うこととなっているが、点検の実施は年1回のみだった。(西区地域振興課、保土ヶ谷区地域協働課)

項目	該当施設	基準	実績
巡視点検	・西区、保土ヶ谷区共通 区内全地区センター、区内全コミュニティハウス ・保土ヶ谷区 スポーツ会館、こどもログハウス	四半期ごと	1回/年

ウ 施設所管課は、地区センターやコミュニティハウスの四半期ごとの巡視点検を実施していなかった。(泉区地域振興課)

項目	該当施設	基準	実績
巡視点検	下和泉・中川地区センター、中川コミュニティハウス	四半期ごと	未実施

[措置結果]

(西区)

平成23年度から、指定管理施設に対する巡視点検を「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」に基づき四半期ごとに行い、施設の管理状況や修繕の実施状況を把握しています。

(保土ヶ谷区)

ア 「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」に基づいて、各施設から隔月に提出される、業務点検報告書の確認を行い、内容等の不備があった場合は、是正するよう指導しました。

イ 「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」に基づいて、四半期ごとの点

検を実施済みです。

(泉区)

「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」に基づき、施設の管理状況及び修繕の実施状況を把握し、巡視点検を実施しました。

(3) 不適切な修繕対応と維持保全（財団法人横浜市体育協会、西区及び保土ヶ谷区）

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人横浜市体育協会が指定管理者である施設の管理状況を見たところ、利用者の安全にかかわる不具合に対する修繕対応が適切に行われていないものや、日常の維持保全が不十分な状況が見受けられた。

については、財団法人横浜市体育協会は、日常の維持保全を適切に行うとともに、所管区へ点検結果等に基づく施設状況の報告・連絡・相談を的確に行い、情報の共有を図られたい。

西区及び保土ヶ谷区は、指定管理施設の維持管理状況の確認を的確に行うことで所管施設の状況を把握し、指定管理者への指導を適切に行われたい。

ア 利用者の安全に係る修繕の実施判断が不適切

エレベーターの保守点検委託において、駆動装置からの油漏れが報告されていたが、区に詳細な状況を報告せず修繕時期を先送りしていた。（西スポーツセンター）

エレベーター修繕対応状況

保守点検で指摘された年月	不良指摘項目	対応状況
平成21年10月	油圧シリンダパッキン 作動油劣化	平成23年1月修理

イ 日常維持保全が不十分

(ア) 屋根部分の雨水排水口付近の清掃が行き届いていないため、雨水排水に支障が生じており、雨漏り発生の原因となる状態となっている。（西スポーツセンター及び保土ヶ谷スポーツセンター）

*写真略

(イ) 屋外の鉄部塗装が劣化したまま放置されており、現状のまま放置した場合、鉄部の腐食が進行し本体の交換が必要となる。（西スポーツセンター及び保土ヶ谷スポーツセンター）

*写真略

[措置結果]

(西区及び財団法人横浜市体育協会（西区）)

平成23年度から、エレベーター保守点検報告書の提出、及び「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」に基づく施設の管理状況や修繕実施状況の把握、巡視点検を実施しています。また、修繕及び清掃に関する指摘事項が措置済みであることを確認しました。

(保土ヶ谷区)

イ(ア) 屋根部分については、定期的に清掃を行うよう指導し、事業報告書及び業務点検でのヒアリング及び現場確認において、職員による定期的な点検、清掃が行われていることを確認しました。

(イ) 事業報告書及び業務点検でのヒアリング及び現場確認において、当該指摘箇所について、既に塗装の措置済みであることを確認しました。

(財団法人横浜市体育協会 (保土ヶ谷区))

事業報告書及び業務点検でのヒアリングにより、施設状況の報告がなされていること、また、職員による日常点検の巡回コースと一緒に回ることにより、昨年度見落とししていた箇所等についても点検が行われていることを確認しました。

4 事務全般 指摘事項 (契約事務)

(1) 物品購入及び委託に関する不適切な契約手続等 (泉区、政策局、市民局、こども青少年局、環境創造局、経済局及び建築局)

[監査結果]

【指摘事項】

物品購入及び委託に関する契約事務処理について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 契約関係書類の保管・管理の不徹底

(ア) 請書等の契約関係書類が保管されていなかった。(市民局市民活動支援課 1 件、経済観光局雇用労働課 1 件、建築局違反对策課 1 件)

(イ) 見積書や請書等の契約に関する電子決裁文書 (PDFファイルによる電子データ) と保管されている原本に相違があった。(共創推進事業本部共創推進課 3 件、環境創造局みどりアップ推進課 1 件、経済観光局雇用労働課 1 件、建築局保全推進課 1 件)

(ウ) 契約の相手方から提出された請書の記載不足等を補うために、修正が加えられていた。(泉区地域振興課 1 件、こども青少年局保育所整備課 1 件)

イ 不適切な契約手続

(ア) 契約に関する決裁を受ける前に、納品や委託業務着手等がなされていた。(共創推進事業本部共創推進課 1 件、市民局市民活動支援課 1 件、建築局違反对策課 2 件)

[措置結果]

(泉区)

契約関係書類の保管・管理の不徹底への対応として、「物品購入に関する契約事務処理研修」を平成23年2月及び8月に実施しました。

また、発注伺、支出命令書に添付する書類の原本確認の徹底を図るため、見積書、請書、納品書及び請求書について、所管係長の原本確認をさらに徹底し、所管係長が文書管理システム上のコメント欄に必ず「原本確認済み」と入力するよう指導しています。

なお、経理事務の内部監察又は相互点検を平成24年1月までに実施します。

(政策局)

他課担当者とペアを作り、平成22年度経理関係書類について適切に処理されているか否かチェックを行いました。その結果改善し、現在は適切に管理がなされています。

また、再発防止に向けた研修を行いました。

(市民局)

ア 平成23年6月に、市民局総務課により実施された経理担当係長及び経理担当者を対象とした研修において、契約関係書類の保管管理を含む研修を受けました。

また、この研修を踏まえて課内において研修を実施し、書類の保管管理について再認識しました。

イ 平成23年6月に、市民局総務課により実施された経理担当係長及び経理担当者を対象とした研修において、契約手続を含む研修を受けました。

また、この研修を踏まえて課内において研修を実施し、契約の手続について再認識しました。

なお、「契約関係書類の保管・管理」を含む「契約事務処理における内部点検」について、10月24日～11月4日に実施しました。

(こども青少年局)

こども青少年局保育所整備課では、今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月に実施しました。

(環境創造局)

契約事務に関する規則等の周知徹底を図るとともに再発防止のための研修を実施しました。また、契約に関する電子決裁文書と保管されている原本に相違がないか、課単位で相互点検を行いました。

(経済局)

経理研修を実施し、会計経理知識の修得を深めたほか、総務課による内部監査を行い、ファイリングされている原本と文書管理システムに保存されているデータ等に欠落、相違等がないことを確認しました。

(建築局)

ア 物品購入及び委託に関する書類の保管・管理について、局内で確認を行い、適正な事務処理をするよう指導しました。

また、再発防止に向け、局内各課の経理担当者を対象とした基本的な経理事務に関する研修を実施しました。

イ 契約手続に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止に向け、局内各課の経理担当者を対象とした基本的な経理事務に関する研修を実施しました。

4 事務全般 指摘事項（検査事務）

(1) 物品購入及び委託に関する納品・検査確認の不徹底（保土ヶ谷区、市民局及び建築局）

[監査結果]

【指摘事項】

物品購入及び委託の納品・検査確認の状況について抽出してみたところ、次のような

事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 納品確認の不徹底

(エ) 支払時に納品書を支出命令書に添付しているが、納品書原本が保管されていなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 1 件)

(オ) 納品書原本は保管されているが、支払時に納品書を支出命令書に添付していなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 1 件)

ウ 不適切な検査

(ア) 委託業務が完了する前に、完了したとして検査を行い検査調書を作成していた。(建築局違反对策課 1 件)

(イ) 委託業務の完了検査を年度内に行わなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 3 件)

(ウ) 委託業務の仕様書で定めた成果物が一部提出されないまま、完了したとして検査を行っていた。(市民局地域施設課 1 件)

[措置結果]

(保土ヶ谷区)

平成23年8月1日、3日及び5日に総務課及び会計室共催の会計経理基礎研修を実施し、予算の適切な執行、納品書など関係書類の整理と保存や契約における注意点など、契約事務・会計事務における適切な処理について再確認しました。

(市民局)

平成23年6月に市民局総務課により実施された経理担当係長及び経理担当者を対象とした研修において、検査事務を含む研修を受けました。

また、上記研修を踏まえて6月中に課内において研修を実施し、検査事務について再確認をしました。

(建築局)

委託業務の完了をもって検査を行うようにするとともに、再発防止に向け、局内各課の経理担当者を対象とした基本的な経理事務に関する研修を実施しました。

4 事務全般 指摘事項（現金管理事務）

(1) 現金及び備品の不適切な取扱い（保土ヶ谷区、健康福祉局、資源循環局及び建築局）

[監査結果]

【指摘事項】

現金及び備品の管理状況を確認するため、監査対象区局・事業本部の中から抽出した所属についてみたところ次に示すような不適切な取扱いが見受けられた。

については、適切な事務となるよう改められたい。

エ 備品受入に際し、物品管理簿等へ記載していなかった。

(ア) 備品の購入による受入に際し、物品管理簿へ記載していなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 1 件、健康福祉局高齢在宅支援課 3 件、資源循環局 3 R 推進課 1 件、資源循環局業務課 3 件及び建築局違反对策課 2 件)

[措置結果]

(保土ヶ谷区)

指摘を受けた物品について台帳へ記入し、適切に管理するよう改めました。

また、平成23年8月1日、3日及び5日に総務課及び会計室共催の会計経理基礎研修を実施し、予算の適切な執行、財産管理における注意点、適切な処理について再確認しました。

(健康福祉局)

記載もれの備品3件については、直ちに物品管理簿へ記載し、再発防止のため、物品管理事務手続の研修を行ないました。

(資源循環局)

当該備品については物品管理簿に必要事項を記載しました。また同様の事例の再発防止のため、全所属において研修会を実施しました。

(建築局)

物品管理簿に記載していなかった2件分について、記載を行いました。

また、物品管理に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止に向け、局内各課の経理担当者を対象とした基本的な経理事務に関する研修を実施しました。

(2) つり銭資金の不適切な取扱いと指導（保土ヶ谷区）

[監査結果]

【指摘事項】

国民健康保険等に関する現金出納事務については、現金事故防止に向けた対策を検討するため、区保険年金課及び健康福祉局が連携し平成20年9月にプロジェクトを発足させ、平成21年3月に作成した「区役所保険年金課現金取扱手順書」を標準として各区の事務処理を行うこととしている。

つり銭資金の管理についてもこの手順書の中で、「窓口用つり銭資金の適正な水準は7万円」、「国民健康保険料地区担当員1人当たりのつり銭資金の目安は3万円」と示しており、また、「可能なかぎり必要額のみを払い出す」「不使用分については、銀行預金とする」などとしている。

そこで、監査対象区の保険年金課のつり銭資金の状況を確認したところ次のような取扱いが行われていた。

については、適切な事務となるよう改められたい。

ア 国民健康保険料地区担当員に渡されるつり銭資金の大半が紙幣のままとなっており、つり銭としての機能が不十分となっていた。（保土ヶ谷区保険年金課）

[措置結果]

「区役所保険年金課現金取扱手順書」に従い、国民健康保険料地区担当員1人当たりのつり銭資金を3万円とし、つり銭として機能するよう適切な現金所持へと改めました。また、再発防止のための研修会を実施しました。

5 工事 指摘事項

(1) 工事費積算等の誤り（環境創造局）

[監査結果]

【指摘事項】

環境創造局及び水道局が発注した工事及び委託11件において、積算基準、工事内容の理解不足及び検算の確認不足などから、次のような積算の誤りが見受けられた。

については、適正に工事費等を積算するよう改められたい。

ア 公園整備工事において、公園内の排水管敷設のための掘削作業が平均幅1 m以上あるが、1 m以上より単価が高い（約5倍）1 m未満の単価で積算していた。（環境創造局公園緑地整備課）

[措置結果]

当該工事が工事中であったため、監査結果に基づき、設計変更で対応しました。

5 工事 その他指摘事項等

(4) 不適切な随意契約（資源循環局）

[監査結果]

【指摘事項】

資源循環局が発注した委託において、随意契約の理解不足のため、競争入札で発注することが適切なものを随意契約で発注している事例が見受けられた。

については、地方自治法施行令に基づき、競争入札への移行など競争性が確保される契約方式で発注するよう改められたい。

ア 空調設備保守点検業務委託では、競争入札で実施すべき空調機器の点検を、随意契約が必要な熱源機器の点検と合わせて発注していた。（資源循環局磯子事務所）

[措置結果]

小型吸収式冷温水機等点検整備委託については、平成23年度から財政局契約部契約第二課に委託契約を依頼し一般競争入札による委託契約を締結しました。

また同様の事例の再発防止のため、全所属において研修会を実施しました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成21年度財政援助団体等監査結果報告（平成22年3月30日監査報告第6号）

適切な施設管理

(4) 不明確な使用料の減免率〈所管局に対するもの〉

（財政援助団体：公益財団法人よこはまユース（旧 財団法人横浜市青少年育成協会））

（所管局：こども青少年局）

[監査結果]

【指摘事項】

公の施設の目的外使用等に係る使用料の減免についてみたところ、次のように減免率の具体的な積算基準や根拠が明らかでないものがあったので、収益性も考慮するなど積算基準や根拠を明確化した上で、適切な減免率を決定されたい。

イ こども青少年局は、横浜こども科学館の指定管理者である財団法人横浜市青少年育成協会に対して同館の売店と喫茶室設置場所に係る目的外使用許可を行い、同協会

は、これを第三者に営業の委託をすることにより収益を上げている。

目的外使用料については次のとおり減免措置をしているが、減免理由に対する減免率の決定について、積算基準や根拠が明らかでなかった。（こども青少年局青少年育成課）

減免率（平成20年度）

対象物件	減免率	減免理由	減免前使用料	減免後使用料
売店	100%	設置理念に沿った商品や各種教室で使用する教材、刊行物を提供するなど、来館者の利便向上目的で設置されているため。	912,000円	0円
喫茶室	10%	来館者特に子ども達の利用を中心としたサービス機能(昼食時には弁当利用者にも開放)であるため、低廉な価格で飲食物を提供する必要があり、専ら営利を目的とした一般の営業店とは性格を異にしていること、科学館の内部施設のため、外部利用が不可能であるため。	1,989,600円	1,790,400円

*減免前の使用料、減免後使用料とも、月額で100円未満切捨て処理あり。

[措置結果]

喫茶室及び売店における目的外使用料の減免率については、営利を目的とした一般の営業店とは性格を異にしていることや、科学館内部施設のため、外部利用が不可能であることなどを考慮し、10%に見直しを行いました。

リスクに対応した適正経理（財務報告）

(1) 退職給付引当金の計上誤り《団体に対するもの》

（財政援助団体：公益財団法人よこはまユース（旧 財団法人横浜市青少年育成協会））
（所管局：こども青少年局）

[監査結果]

【指摘事項】

次の財団法人においては、「退職給付引当金」の積算について、会計基準で認められた「簡便法」に基づき、年度末に職員が全員退職すると仮定して期末に職員に支給すべき退職金総額を負債計上することとしている。

そこで、平成20年度決算における退職給付引当金の積算についてみたところ、次のような理由により誤った金額で計上されていたため、会計基準等に基づき適正に計上されたい。

ア 財団法人横浜市青少年育成協会は、退職給付引当金を約 2,571万円過少に計上していた。これは以下のような理由によるものである。（財団法人横浜市青少年育成協会）

(ア) 平成19年度及び平成20年度に支給した退職金のうち過年度に引当を行っていないもの約 2,640万円（平成19年度約 893万円、平成20年度約 1,746万円）について、支給時に引当金を取り崩したこと。

(イ) 平成19年度に支払った退職金のうち引当不足の約 893万円について、会計基準の変更時（平成19年度）にのみ認められている経過措置（会計基準変更時差異）を平

成20年度に用いて分割計上したこと。

[措置結果]

(ア)については、平成22年度より公益法人会計基準に基づき適正な処理をおこなっています。

(イ)については、平成21年度より修正をおこないました。現在は再発防止のため、公益財団法人よこはまユースの経理担当者が会計知識向上のため継続的に研修等に参加し、再発防止に取り組んでいます。

(3) 資産及び負債の計上誤り《団体に対するもの》

(財政援助団体：公益財団法人よこはまユース（旧 財団法人横浜市青少年育成協会）)

(所管局：こども青少年局)

[監査結果]

【指摘事項】

各団体の平成20年度貸借対照表についてみたところ、資産負債の計上について次のような誤りがあったので、会計基準等に基づき適切に計上されたい。

ア 満期保有目的の債券について、会計基準等で規定されている償却原価法が用いられていないため、債券の帳簿価格が約 52万円過少に計上されていた。（財団法人横浜市青少年育成協会）

[措置結果]

平成22年度から適切な債券価格を表示するよう改めました。

その他指摘事項

(1) 人件費の不適切な経費配分《団体に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市消費者協会)

(所管局：経済局)

[監査結果]

【指摘事項】

公益法人の経理にあたっては、指定管理業務や物販・駐車場運営など収益事業と、市民相談・啓発事業など公益事業を適切に区分する必要がある。人件費など共通する経費については、従業員の業務割合など合理的な基準に基づき案分して配分する必要がある。

各団体の配分について以下のような事例が見受けられたため、適切な経費配分を行うよう改められたい。（財団法人横浜市消費者協会）

ア 財団法人横浜市消費者協会では、団体全般の業務に携わる総務課職員の人件費がすべて指定管理事業経費とされているなど、従業員の業務割合と経費配分がかい離していた。

[措置結果]

従業員の業務割合を確認した上で、従事割合に応じた人件費配分を実施し、本協会の平成22年度決算に反映しました。

(3) 委託契約に係る経費の未精算<<所管局に対するもの>>

(財政援助団体：財団法人横浜市消費者協会)

(所管局：経済局)

[監査結果]

【指摘事項】

経済観光局では、計量器定期検査業務を財団法人横浜市消費者協会に委託しており、この委託業務を、協会においては「実費弁償による事務処理の受託」で収益事業に該当しないものとしている。

そこで、当該委託業務についてみたところ、検査対象である計量器の数量は当初契約時には確定できず実績は変動することなどから、約 2,000万円の委託金額に対して約 100万円の収支差額が発生していたが、仕様書に規定されている精算を行っていなかった。

については、当該委託業務を行うにあたっては、精算に必要な積算基準を整備し仕様書に規定されている精算を行うよう改められたい。(経済観光局消費経済課)

[措置結果]

平成22年度において精算に当たって必要となる積算基準を整備し、仕様書に規定されている精算を行い、適正な事務処理に改めました。

2 平成22年度財政援助団体等監査結果報告(平成23年3月18日監査報告第3号)

金銭管理に関するリスク対応

(1) 現金管理に係る内部統制体制の未整備<<団体に対するもの>>

(財政援助団体：財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

現金の管理に当たっては、ミスや不正などのリスクが想定されることから、複数職員による相互けん制など、リスク管理のための仕組みを事務手順に組み込むことで、安全性、正確性を維持する必要がある。

そこで、指定管理施設に係る現金管理事務についてみたところ、次のように複数職員による相互けん制といった仕組みづくりが不十分な事例が見受けられたので、現金管理リスクを軽減するため事務手順を見直されたい。

ウ 男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北では、利用数が計測できるカウンター付のコイン式印刷機を設置し、施設利用者(金銭投入)及びセンターの職員(専用の鍵で管理)が使用している。

印刷機に係る金銭の管理状況をみると、男女共同参画センター横浜北において、監査日当日、コインラックに残った金銭を実査したところ、利用管理簿で把握している金額よりも多い状態であった。

また、男女共同参画センター横浜では、利用数を正確に把握できる帳簿を作成、保管しておらず、あるべき収入金額が分からなかった。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

[措置結果]

印刷機使用による収入金額及び利用数を正確に把握できる管理簿等を作成・保管し、これを適切な期間保存し、適宜確認できる体制を整備しました。

(2) 金券管理に係る内部統制体制の未整備<<団体に対するもの>>

(財政援助団体：財団法人横浜市体育協会)

(所管局：健康福祉局)

[監査結果]

【指摘事項】

金券の管理に当たっては、ミスや不正などのリスクが想定されることから、複数職員による相互けん制など、リスク管理のための仕組みを事務手順に組み込むことで、安全性、正確性を維持する必要がある。

そこで、指定管理施設等に係る金券管理事務についてみたところ、次のように金券有
高に差異のある事例や、金券管理リスクを軽減するための仕組みづくりが不十分な事例
が見受けられたので、金券管理リスクを軽減するための事務手順を見直されたい。(財
団法人横浜市体育協会)

イ 財団法人横浜市体育協会では、横浜市スポーツ医科学センターにおけるプールの利
用者に対して、入場料として1回利用券(大人 600円)のほか、10回分の利用券がセ
ットになった回数券(大人 5,400円)を販売している。

回数券については、回数券の払出しを記録する「金券管理簿」を用いて管理してお
り、「金券管理簿」の残冊数と実際の在庫冊数との整合を行っているが、監査日当日、
回数券の在庫冊数と、「金券管理簿」に記載された残冊数とで10冊の差異が見受けら
れた。

この差異について、同協会は、納品確認が不十分であったと考えているが、現時点
では差異の原因を正確に確認することができない。

[措置結果]

財団法人横浜市体育協会(H23.7.1～公益財団法人横浜市体育協会)が、金券であ
るスポーツ医科学センタープール回数券の管理にあたり、納品時に確実な検品を行い、
定期的に在庫の確認を行う体制を整備しました。

財務事務に関する確認体制の確立

(1) 賞与引当金の積算根拠となる支給対象期間の認識の相違<<団体に対するもの>>

(財政援助団体：財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

公益法人においては、翌年に支払う賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する部分
を「賞与引当金」として負債計上する必要がある。

そこで、平成21年度決算における賞与引当金の積算についてみたところ、財団法人横
浜市男女共同参画推進協会は、年3回(3月、6月、12月)賞与を支給しているが、翌

期の6月支給賞与に係る支給対象期間が3か月であるところを6か月と認識して積算したため、賞与引当金を通常に比べ約380万円低く計上していた。翌期支給賞与に係る支給対象期間は3か月として計上されたい。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

<賞与引当金の積算における6月支給賞与の支給対象期間>

[同協会の考え方]

平成21年12月～平成22年5月(3月支給賞与の対象期間を含んでいる)

[一般的な会計処理の考え方]

平成22年3月～平成22年5月

[措置結果]

平成22年度決算において、翌期支給賞与に係る支給対象期間を3ヵ月として、賞与引当金を計上しました。

(2) 預り金の未解消<<団体に対するもの>>

(財政援助団体：横浜新都市交通株式会社)

(所管局：道路局)

[監査結果]

【指摘事項】

横浜新都市交通株式会社では、毎月、シーサイドライン各駅等で、乗客などが他社にて購入したPASMOカードでチャージ(入金)した値を「預り金」として負債計上している。

このチャージ等の値は株式会社パスモにて集約され、翌月に株式会社パスモが提示する確定数値をもって収支計上などの会計処理を行っているが、精算差額については預り金に計上されたままとなっていたため、適正な処理を行われたい。(横浜新都市交通株式会社)

※ 預り金 平成21年度中の発生額 - 平成21年度中に解消した額 = △ 645,880円

[措置結果]

平成22年度末に会計処理を行いました。今後も差額が発生した場合、適正な会計処理を行います。

(3) 補助金額確定前の未収金の計上<<団体に対するもの>>

(財政援助団体：財団法人木原記念横浜生命科学振興財団)

(所管局：経済局)

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団においては、事業実施及び施設整備に当たり、国からの補助金を受け行っているものがある。それらの会計処理についてみたところ、

平成21年度決算に当たり、事業履行前の補助金交付決定通知あるいは業務の一部完了をもって、補助金額を収入（未収金）として計上していた。補助金額の確定は、交付要綱により事業完了後に実績報告書の審査等を経てされるものであり、補助金対象事業の進捗は以下のとおりであることから、収入（未収金）の認識（計上）時期は平成22年度以降となるため、会計基準等に基づき適切に計上されたい。（財団法人木原記念横浜生命科学振興財団）

ア 「平成21年度地域企業立地促進等事業費補助金」（平成22年3月31日付交付決定、1,680万円）の対象事業は平成22年度に繰越して実施しており、平成21年度中の事業実績はない。

イ 「平成21年度産業技術研究開発施設整備費補助金」（平成21年8月25日付交付決定、平成22年1月8日付計画変更承認、5億円）は、一連の整備に係る経費の補助となっているが、平成21年度末時点では調査設計業務（平成22年3月15日完了、約2,262万円）のみ完了となっている。

[措置結果]

財団では、平成22年度決算書において適正に計上・表記を行いました。また、会計経理に関する勉強会を実施（平成23年5月8日）しました。

(4) 長期放置車両に関する駐車料金の未収金計上漏れ<<団体に対するもの>>

(財政援助団体：横浜新都市交通株式会社)

(所管局：道路局)

[監査結果]

【指摘事項】

横浜新都市交通株式会社では、並木中央駐車場の管理運営を行っているが、同駐車場に長期放置されている車両のうち、持ち主が判明した分について、処分費用を含めて駐車料金を請求している。これらの事務の経理状況をみたところ、請求を行っている債権について未収金として計上していなかった（平成21年度末 442,000円、2件）ので、請求の時点で計上されたい。（横浜新都市交通株式会社）

長期放置車両への駐車料金などの請求状況

対象車両	日貸し駐車場使用期間 (日数)	駐車料金	諸費用 (解体費用等)	請求合計金額	平成21年度	
					回収金額	残額
A	平成18年9月4日～ 平成21年5月27日(997日)	円 498,500	円 52,500	円 551,000	円 300,000	円 251,000
B	平成20年5月11日～ 平成21年5月27日(382日)	191,000	自主撤去	191,000	0	191,000
合計		689,500	52,500	742,000	300,000	442,000

[措置結果]

平成23年3月に会計処理を行いました。

今後も未収金については適正な会計処理が行なわれるように職場内のミーティングで話し合い、周知を行いました。

(5) 退職給付引当金の計上誤り《団体に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市体育協会、財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

公益法人で採用されている発生主義会計においては、将来の退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを「退職給付引当金」として負債計上し、当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れる必要がある。

そこで、平成21年度決算における退職給付引当金の積算についてみたところ、次のような理由により引当金が誤って計算されていたため、適正に計上されたい。

ア 財団法人横浜市体育協会では、退職手当は企業年金保険を財源に支出していることから、いわゆる簡便法に基づき当該保険の責任準備金を見積債務額として、保険に係る部分のみについて退職給付引当金を積算していた。

しかし、保険契約の保険金給付規定と「財団法人横浜市体育協会退職手当支給規程」による退職金給付規定が異なることから、退職手当全てを保険料収入で賄うことが出来ず、職員退職時に別途負担する必要があったが、当該保険外の退職手当に係る見積債務額について引当金が未計上となっていた。(財団法人横浜市体育協会)

イ 財団法人横浜市男女共同参画推進協会では、いわゆる簡便法に基づき退職手当期末要支給額を見積債務額として退職給付引当金を積算していた。

しかし退職手当期末要支給額の積算根拠となる職員給料月額について、当該年度の給与改定を反映しない数値を用いたことから、引当金が約96万円多く計上されていた。

(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

[措置結果]

(財団法人横浜市体育協会)

平成22年度決算において、企業年金保険で対応できない想定金額を算出し、退職給付引当金を計上しました。

(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

平成22年度決算において、退職手当期末要支給額の積算根拠となる職員給料月額が適正な額であることを確認し、退職給付引当金を計上しました。

(7) 横浜市スポーツ医科学センターの適正な未収金計上《団体に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市体育協会)

(所管局：健康福祉局)

[監査結果]

【指摘事項】

横浜市スポーツ医科学センター内の診療所において、健康保険被保険者が診療を受けた際、保険者が負担すべき診療報酬は、国民健康保険などの種別に応じ、センターから国民健康保険団体連合会（国保連合会）及び社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に月ごとに請求を行い、国保連合会、支払基金、及び各保険者で審査の上、確定額を翌月以降センターに支払っている。

3月請求分については、支払が4月以降になることから、決算において未収金として計上しているが、請求額ではなく、審査により減額される可能性を考え、過去の傾向を踏まえてセンターが独自に想定した金額にて計上していた。今後は、請求額にて未収金計上を行われたい。(財団法人横浜市体育協会)

平成22年3月 保険者への請求額(国民健康保険と社会保険分) 12,603,100円
 平成22年3月 未収金計上額 12,400,000円
 平成22年5月 支払確定額 12,594,422円
 (差額 194,422円は雑収入として会計処理)

[措置結果]

平成22年度より請求額を未収金として計上しました。

(8) 減価償却額と勘定科目の誤り《団体に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市体育協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

平成21年度決算における固定資産の期末残高を 266,015円過少に計上していた。これは、外部に構築依頼をした会計システム等ソフトウェア3件における減価償却額の算出に当たり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める残存割合と耐用年数を誤っていたためである。

また、貸借対照表上、会計システム等ソフトウェア3件の勘定科目は長期前払費用(その他固定資産)となっているが、長期前払費用は決算日の翌日から起算して1年を超えて費用になるものであることから、勘定科目は無形固定資産とすべきである。

については、会計基準等に基づき適正に計上されたい。(財団法人横浜市体育協会)

減価償却に関する誤り

資産名	取得年月日	耐用年数		残存割合		取得価額	期末残高	
		誤	正	誤	正		誤(A)	正(B)
会計システム (ファシリティマネジメントシステムとの連携)	平成18年 12月1日	4年	5年	0.1	0	1,900,000円	475,000円	633,334円
会計システム (統計システムとの連携)	平成18年 12月1日	4	5	0.1	0	700,000	175,000	233,334
ファシリティマネジメントシステム (統計システムとの連携)	平成18年 8月31日	4	5	0.1	0	350,000	43,987	93,334
合計						2,950,000	693,987	960,002
							差(A)-(B)	
							266,015(過少)	

[措置結果]

平成22年度決算において、会計システム等ソフトウェアの固定資産期末残高を適正に

計上するとともに、勘定科目を無形固定資産であるソフトウェアへ修正しました。

(9) 減価償却資産に関する会計規程の不備<団体に対するもの>

(財政援助団体：財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、平成21年度末でパソコン等の固定資産 114点を所有しており、全て定額法により減価償却をしている。

しかし、同協会の会計規程には耐用年数、償却方法等の減価償却に関する定めがなく、平成21年度決算書に重要な会計方針として記載されている固定資産の減価償却方法の注記にとどまっている。

については、会計規程に減価償却に関する規定を明示されたい。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

[措置結果]

会計規程を一部改正(平成23年4月1日施行)し、減価償却に関する規定を定めました。

その他指摘事項等

(1) 物品の不適切な管理<団体及び所管局に対するもの>

(財政援助団体：財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、自己の財源で購入し所有となる物品と、それらを管理する物品台帳(以下「台帳」という。)を備えている。また、横浜市は、公の施設である男女共同参画センター3館で使用する物品と物品管理簿(以下「管理簿」とい。)を所有し、指定管理者である財団法人横浜市男女共同参画推進協会に物品を貸与している。

同協会が所有している物品について、台帳と現物の照合をしたところ、次のような不備があったので、厳正な財産管理を行われたい。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会及び市民局男女共同参画推進課)

ア 台帳に記載されているが、同協会の会計規程で定めている固定資産の範囲である物品5点(計4,739,650円)が貸借対照表及び財産目録に計上されていなかった。

固定資産未計上物品一覧

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成4年 3月31日	展示用棚	1	円 173,400	円 173,400
平成2年 8月8日	監視用モニター	1	3,084,850	3,084,850
平成12年 3月31日	液晶プロジェクター	1	982,800	982,800
平成12年 3月31日	液晶プロジェクター 用レンズ	1	243,600	243,600
平成5年 3月30日	蔵書点検用 ハンディターミナル	1	255,000	255,000
合計		5		4,739,650

[措置結果]

固定資産の範囲である当該物品5点について、平成22年度決算において貸借対照表及び財産目録に計上しました。

(4) 公の施設における備品管理の不備《団体及び所管局に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市体育協会)

(所管局：健康福祉局)

[監査結果]

【指摘事項】

公の施設である横浜市スポーツ医科学センターは、指定管理者である財団法人横浜市体育協会が管理・運営している。

同センターで使用している本市所有備品、基本協定により同協会が作成・保管している備品の受払記録をする備品台帳（以下「台帳」という。）及び備品の購入状況をみたところ、指定管理料で購入した備品7点（計 470,200円）が台帳に記載されていなかった。

また、台帳と現物確認では備品1点（945,000円）の記載漏れ、基本協定で示されている台帳の記載事項である、耐用年数、金額（単価）の記載漏れがあった。

これらについては、本市所有の物品管理簿においても同様の不備がある状況であった。

基本協定によると本市に帰属する備品は、指定管理期間終了後、本市又は次の指定管理者へ引き継がれるものであるため、適正に管理されたい。（財団法人横浜市体育協会及び健康福祉局保健事業課）

指定管理料で購入したが備品台帳に記載がなかったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成22年 8月27日	ミニトランポリン	1	円 205,800	円 205,800
平成22年 8月24日	足関節、 筋・靭帯付6分解モデル	1	31,000	31,000
	ローテーターカフ付 肩関節モデル	1	27,000	27,000
	股関節、 筋付7分解モデル	1	37,000	37,000
	肘関節、 筋付8分解モデル	1	33,400	33,400
	膝関節、筋付モデル	2	68,000	136,000
合計		7		470,200

現物確認により備品台帳に記載がなかったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成18年 3月17日	マルチ周波数体組成計	1	円 945,000	円 945,000

[措置結果]

(健康福祉局)

横浜市スポーツ医科学センターの備品台帳に、8点の未計上備品を記載したこと、空欄になっている金額、耐用年数を記載しました。

(財団法人横浜市体育協会)

横浜市スポーツ医科学センターの備品台帳に、8点の未計上備品を記載したこと、空欄になっている金額、耐用年数を記載しました。

(6) 不明確な物品の所有《団体及び所管局に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市体育協会)

(所管局：市民局)

[監査結果]

【指摘事項】

都筑プール、保土ヶ谷プール及び栄プールの管理・運営は、財団法人横浜市福祉文化事業団、財団法人横浜市スポーツ振興事業団を経て、現在は財団法人横浜市体育協会が行っている。

プールで使用している物品は、財団法人横浜市体育協会が、以前の管理・運営団体だった財団法人横浜市スポーツ振興事業団から承継し、使用している。それらの物品の中には、市からの貸与物品を含めて所有が判然としないため、協会の経理規程で定めている固定資産の範囲（耐用年数1年以上で取得価格20万円以上）に該当する物品があるが、固定資産には計上されていない状況である。

また、横浜市には物品管理簿が保管されておらず、所有について把握できない状況である。

については、プールで使用している物品の帰属を明確化し、適切に管理されたい。(財団法人横浜市体育協会及び市民局スポーツ振興課)

プールで使用している物品例

プール名	開設年	品名 (高価又は数の多いもの)	個数	金額	固定資産となる20万円以上の物品(参考)
都筑 プール	昭和 59年	コインロッカー	232	15,428,750 円	貴重品保管庫 など 6個 計 2,961,342円
		プール用車イス			
		プールフローアー			
		貴重品保管庫			
		コピーファクス複合機など			
保土ヶ谷 プール	昭和 55年	足つぼマット	237	16,287,835	足つぼマット など 6個 計 3,571,810円
		コースロープ			
		硬貨計算機			
		ベンチ			
		書庫など			
栄 プール	昭和 51年	プール清掃ロボット	244	14,829,260	貴重品保管庫 など 5個 計 2,360,000円
		プールカバーシート			
		監視台			
		監視カメラ			
		平机など			
合計			713	46,545,845	17個 8,893,152円

※ 合計金額 46,545,845円のうち最高価格の物品 足つぼマット 864,360円
最低価格の物品 キャビネット 14,000円

[措置結果]

都筑プール、保土ヶ谷プール及び栄プールの物品管理簿を作成しました。また、物品管理簿に記載のある物品が、横浜市の所有物であることを横浜市及び財団法人横浜市体育協会の両者連名の確認書を取り交わしました。

(7) 固定資産の管理《団体に対するもの》

(財政援助団体：財団法人木原記念横浜生命科学振興財団)

(所管局：経済局)

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団所有の固定資産のうち5点(計2,541,000円)が、戸塚区舞岡の木原生物学研究所(公立大学法人横浜市立大学)施設内に保管されている。木原生物学研究所には同財団職員はおらず、同資産は実態として研究所職員が使用している現状である。

かつては、同財団の「共同研究事業」で木原生物学研究所とともに使用されていたものであるが、事業終了後は同財団にとって用途がなくなったため、現在では木原生物学研究所が日常の研究に使用している。については、固定資産の使用実態に即した管理が行えるよう、貸借関係を明確にするなど、適切な事務処理を行われたい。(財団法人木原記念横浜生命科学振興財団)

固定資産一覧

資産名	取得価額	償却累計額	期末帳簿価額
	円	円	円
恒温振動培養機	635,000	285,750	349,250
冷蔵庫ショーケース	206,000	153,880	52,120
人工気象機	650,000	365,625	284,375
人工気象機S	850,000	478,125	371,875
人工気象機照明装置	200,000	112,500	87,500
合計	2,541,000	1,395,880	1,145,120

[措置結果]

指摘のあった5点全て、平成23年3月木原生物学研究所（公立大学法人横浜市立大学）に無償譲渡し、財団の固定資産台帳も「除却」として処理を済ませました。

第3 行政監査

1 平成21年度行政監査（評価）結果報告（平成21年9月17日監査報告第4号）

2 社会福祉センター運営事業（健康福祉局）

[監査結果]

【改善要望事項】

社会福祉センターについては、設立から約30年が経過し、その間、同様の福祉活動拠点機能を有する施設が多く整備されてきたこともあり、同センターが利用対象としている「社会福祉に関する活動や交流等を行う市民や団体」の利用率が40%を割り込んでいます。

そこで、社会福祉センターの効率的な運営に向けて、他の福祉活動拠点機能を有する施設との役割分担を明確にし、同センターのあり方を検討する必要があります。（健康福祉局 地域支援課）

[措置結果]

平成22年度に外部有識者を含む「社会福祉センターあり方検討会」を組織して施設のあり方を検討しました。

検討会での検討結果を踏まえ、施設の今後のあり方について、経営会議に諮り見直しの方針を決定しました。

3 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営事業（健康福祉局）

[監査結果]

【改善要望事項】

ウィリング横浜では、福祉保健活動に携わる人材の養成・確保を目的に、研修室等の

貸出しや福利厚生施設（スポーツ・宿泊施設）の運営を行っていますが、福祉保健活動従事者の利用が全体の半分にも満たない状況にあります。

今後、高齢化の進展などにより要介護者等の増加が見込まれ、福祉保健活動に携わる人材を着実に養成・確保する必要があることから、ウィリング横浜については、施設の設置目的である福祉保健に携わる人材の養成・確保のために活用することができるよう、あり方を検討する必要があります。（健康福祉局 地域支援課）

〔措置結果〕

平成22年度に外部有識者を含む「ウィリング横浜あり方検討会」を組織して施設のあり方を検討しました。

検討会での検討結果を踏まえ、施設の今後のあり方について、経営会議に諮り見直しの方針を決定しました。

6 障害者地域作業所助成事業（身障・知的）（健康福祉局）

〔監査結果〕

【改善要望事項】

障害者の地域作業所及びグループホームについては、障害者自立支援法の適用を受ける施設に移行することにより、施設経営の安定化が図られるとともに、運営主体への経費補助に国費や県費を導入することもできます。

そこで、移行が進まない原因を検証して、より効果的な移行支援策を講じ、移行を着実に促進する必要があります。（健康福祉局 障害支援課）

〔措置結果〕

地域活動支援センター事業について、良質な人材確保、事業者の経営基盤の安定等を図るため、平成22年度に基本運営費の増額改定を行いました。

それにより、地域作業所から地域活動支援センターへの移行を促進しました。

7 障害者グループホームA型設置運営費補助事業（健康福祉局）

〔監査結果〕

【改善要望事項】

障害者の地域作業所及びグループホームについては、障害者自立支援法の適用を受ける施設に移行することにより、施設経営の安定化が図られるとともに、運営主体への経費補助に国費や県費を導入することもできます。

そこで、移行が進まない原因を検証して、より効果的な移行支援策を講じ、移行を着実に促進する必要があります。（健康福祉局 障害支援課）

〔措置結果〕

平成22年度より、障害者自立支援法のグループホームに必要となるサービス管理者資格の取得に伴う費用等を支援する為、法定移行支援金を創設しました。加えて、平成23年度は移行を更に促進するために、障害者自立支援法のグループホームへの移行に際し、必要となる事務人件費等を支援する為、法定移行事務人件費への補助金を創設しました。

平成22年度は2か所の移行にとどまりましたが、平成23年度は上記補助金の創設によ

り、21か所が移行予定であり、移行支援が推進されています。(平成23年11月1日時点で8か所が移行。)

15 グリーンコンポスト施設運営事業

16 グリーンコンポストプラント施設補修費(資源循環局)

[監査結果]

【改善要望事項】

グリーンコンポスト施設については、樹木せん定枝処理手数料やグリーンコンポスト(土壌改良材)製品等の販売収入以上に施設運営費等を要しています。

そこで、民間でも同様の樹木せん定枝のリサイクル施設が開設されていることから、同施設については、廃止も含めてあり方を検討する必要があります。(資源循環局 事業系対策課及び施設課)

[措置結果]

グリーンコンポスト施設については、平成23年度末をもって樹木せん定枝の受入業務を廃止し、平成24年度以降、順次、施設を撤去することを決定しました。

2 平成21年度「市民の目」監査(行政監査)結果報告(平成22年3月30日監査報告第7号)

1 地域防災拠点等の整備

(4) 物資及び医薬品の供給等に関する協定について(瀬谷区)

[監査結果]

【改善要望事項】

いざという時により実効性の高い協定であるためには、協定を締結した後も定期的に(及び必要に応じて)訓練を行うことも含めて内容を見直し、常に最適なものにしておく必要がある。(瀬谷区 総務課、福祉保健課)

[措置結果]

平成23年8月28日に横浜市総合防災訓練を瀬谷区で開催しました。その中で救援物資輸送訓練を関係団体と実施しました。

第4 包括外部監査

1 平成15年度包括外部監査結果報告(平成16年2月20日公表)

第7章 横浜国際総合競技場報告書

11 施設管理

(2) ライフサイクルコスト

「長期の修繕計画の策定と修繕基金の創設を求めるもの」(環境創造局)

[監査結果]

【意見】

横浜国際総合競技場のような大規模施設については、ライフサイクルコストを抑制するため、施設を保有する上で必要な修繕計画やこれに併せた資金準備が求められますが、現在のところ長期の修繕計画は策定されていません。早期に長期の修繕計画を策定し、将来的に予測される修繕費支出に備えた基金を創ることが望まれます。

[意見への対応状況]

横浜国際総合競技場の長期の修繕計画につきましては、平成22年度に、当時のまちづくり調整局の協力を得て、競技場建築物本体等の個別保全計画を策定しました。修繕基金の創設については、財政局を中心に検討を行っていると聞いておりますが、早期の対応を目指し、平成24年度予算に保全経費の計上を要求しております。

2 平成19年度包括外部監査結果報告（平成20年2月1日公表）

第6章 ごみ処理に係る施設等

1 みなとみらい管路事業の経緯と今後

(3) 横浜市の管路収集事業

「平成22年まで待たず、早期に廃止に向けた検討委員会等の設置を求めるもの」（資源循環局）

[監査結果]

【改善要望事項】

みなとみらい21地区に民間企業を集積させる趣旨から、総事業費約94億円の回収は長期間に渡るため、回収可能性の検討が十分に行われていたかどうか疑問である。さらに、事業開始から16年間の運営累積収支は約24億円の赤字となっていることから、事業継続は非常に困難であることは明白である。また、本設備は大量廃棄を前提としているシステムであり、ごみの減量や分別・リサイクルの推進に向かないという環境面でのデメリットが大きく、時代に合わない施設・サービスとなっている。

平成22年には廃止時期の最終判断を行う方向性が示されているが、平成22年まで待たずに、至急廃止に向けた調査・検討の委員会を立ち上げ、廃止に伴う問題点の整理を行い、管路設備の有効利用の手立てがないものか、例えば地域的光ファイバー通信網や防災通信網の設置空間として利用できないか、解体・撤去すべきものか、パブリックコメントを求める等広く民間の英知を集め、廃止に向けた具体策の作成の早期化を進める必要がある。

[措置結果]

都市整備局と内部検討会を立ち上げ、利用者の意向や外部有識者の意見を踏まえ、廃止に向けた方向性を決定しました。平成23年度はその方向性に基づき、利用者との具体的な協議を行っております。

3 平成20年度包括外部監査結果報告（平成21年2月9日公表）

第4章 繰出金等

4 制度上の問題点

「繰出金等の支出には慎重な審査のうえ金額及び項目を決定すべきである。」（政策局）

[監査結果]

【改善要望事項】

本来「政策的医療」の充実を図るために繰出金等が支出されているにもかかわらず、厳密に必要な「政策的医療」のみならず、「一般的医療」にかかる赤字となっている部門に補填して使用されている部分が発生している。

各繰出金等の計算根拠に関して、いくつか問題点がある。その共通的な問題点を記載すると以下の通りである。

①計算根拠となる「政策的医療」のコストの実績を把握していない。

②本来繰出金等の計算は、収入から費用を控除した実質負担額を計算すべきところ、収入は考慮せず予想費用を繰出計算根拠としているものがある。

[措置結果]

平成23年度からの第2期中期目標・計画において、改めて政策的医療のコストの実績を把握し収入から費用を控除した実質負担額を計算し、運営交付金を交付しております。

4 平成21年度包括外部監査結果報告（平成22年2月8日公表）

第8 外部監査の結果—区配予算—

Ⅲ 健康福祉局

3 老人クラブ補助金

①けん制指導の強化

[監査結果]

当該補助金に関して老人クラブから提出された実績報告のみでは、会費などの自主財源と合算したクラブ全体の運営収支体系となっており、具体的に補助金の用途を特定できない。また、補助事業の実施後に区の職員が面談にあたるなどしているが、十分なチェックが機能しているとはいえない。

また一方で、地域の高齢者に難解な会計処理は困難であり、1800余のクラブを個々精査する費用対効果も考えれば、適正な執行の確保には、老人クラブ側に日常のかつ自主的にこれを意識させるためのけん制指導の強化が有効である。具体的に、不定期の対象抽出調査の実施や点検等に際して、疑義がある場合は領収書等を確認するなどのけん制指導をする必要がある。

[措置結果]

監査の結果を受け、老人クラブ助成金と市老人クラブ連合会補助金を統合し、老人クラブへの補助金についても、市老人クラブ連合会を通じて補助金が支払われるよう、整理を行いました。

老人クラブへの補助金交付にあたっては、市老人クラブ連合会において、監査に関する事項を規定し、必要に応じて調査を行うこととし、当局も共に監査を行います。

②補助請求の時期について

[監査結果]

補助事業者からの請求は平成20年6月10日であるが、確定が平成21年6月27日となっている。補助金等規則では、確定した後に請求を求めると規定されており、整合しない。

[措置結果]

監査の結果を受け、老人クラブ助成金と市老人クラブ連合会補助金を統合し、整理を行ったため、当該要綱は廃止しました。

4 老人クラブ連合会補助金

①補助請求の時期について

[監査結果]

補助事業者からの請求は平成20年6月13日であるが、確定が平成21年6月5日となっている。補助金等規則では、確定した後に請求を求めると規定されており整合していないので、今後整合するよう対応が必要である。

[措置結果]

監査の結果を受け、老人クラブ助成金と市老人クラブ連合会補助金を統合し、整理を行ったため、当該要綱は廃止しました。

5 中途障害者地域活動センター設置費・運営費補助金

及び

6 横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金

④補助金の精算について

[監査結果]

平成20年度の執行内訳のうち、平成21年度に事業を承継しているNPO法人に466,812円を寄付している。期首にも繰越878千円あり、実質的に執行していない補助金を精算していない。適切に精算して不用額は戻し入れる必要がある。

[措置結果]

平成20年度に執行していない補助金については、戻し入れる措置を行っており、当該事業所より補助金交付額の精算額590,000円が返還されています。

5 平成22年度包括外部監査結果報告（平成23年2月14日公表）

第6 外部監査の結果—各論—

I 募集・入居事務について

5 住宅管理システムについて

(2)住宅管理システムの対応（建築局）

[監査結果]

横浜市は、横浜市住宅供給公社に対して住宅管理システム等の運用を委託している。そのため、同程度のシステム管理水準を維持するように指導することが必要であると

考える。

しかしながら、市及び公社ではシステムのセキュリティ管理規程に則った対策に関する検査と対策の定期的な見直しも行われていない。

具体的には、事前・事後のリスクを想定し、これに応じた対応を、総務局IT活用推進課の意見を参考にしてチェックリストを策定し、この様式で定期的に検査できるようにするということが考えられる。我々が想定しているリストを以下に提案する。

* リスト省略

[措置結果]

平成22年11月、チェックシートを作成するとともに横浜市住宅供給公社及び各指定管理者にセキュリティ検査を実施し、適正な対策の実施について確認を行いました。

今後、毎年1回セキュリティ検査を適正に実施してまいります。

II 使用料算定

3 徴収猶予（建築局）

[監査結果]

横浜市は、規定に基づいて次のような場合に住宅使用料及び保証金の徴収を猶予している。住宅使用料については、下記のように条例第22条に掲げるところである。

* 条例省略

保証金については、条例第15条第3項に規定され、入居決定者について特別の事情があると認めたときに保証金の徴収を猶予することができるかとされている。

平成21年度の保証金徴収猶予申請を閲覧したところ、入居者世帯の状況や生計の状況の記載が不十分なものが見られた。これらは決裁において当然考慮すべき重要事項であるから、記載することが必要である。

[措置結果]

平成23年2月、新規入居者に係る保証金徴収猶予申請書の記載内容の確認の徹底について業務委託先である横浜市住宅供給公社に通知し指導を行いました。

また、記載内容の審査を厳密に行うよう徹底しました。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会委員長が講じた措置について

第1 定期監査

平成22年度定期監査結果報告（平成23年3月18日監査報告第3号）

① 契約事務

(4) 物品購入及び委託に関する不適切な契約手続等

[監査結果]

【指摘事項】

物品購入及び委託に関する契約事務処理について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 契約関係書類の保管・管理の不徹底

(イ) 見積書や請書等の契約に関する電子決裁文書（PDFファイルによる電子データ）と保管されている原本に相違があった。

イ 不適切な契約手続

(ア) 契約に関する決裁を受ける前に、納品や委託業務着手等がなされていた。

[措置結果]

今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底し、所管課において再発防止のための研修を平成23年3月に実施するとともに、11月に相互点検を実施しました。

② 検査事務

(1) 物品購入及び委託に関する納品・検査確認の不徹底

[監査結果]

【指摘事項】

ウ 不適切な検査

(ア) 委託業務が完了する前に、完了したとして検査を行い検査調書を作成していた。

[措置結果]

今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、所管課において再発防止のための研修を平成23年3月に実施しました。

また、局内では同年5月経理担当者を対象に、また9月係長級職員を対象に基本的な財務事務内容も含めた研修会を開催し、再発防止に努めました。

③ 現金等管理事務

(1) 現金及び備品の不適切な取扱い

[監査結果]

【指摘事項】

現金及び備品の管理状況を確認するため、監査対象区局・事業本部の中から抽出した所属についてみたところ次に示すような不適切な取扱いが見受けられた。

については、適切な事務となるよう改められたい。

イ 目的の資金が前渡金管理者の預金口座に振り込まれる前に、既に別の目的で入金されていた資金から引き出して使用した。

[措置結果]

今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、所管課において再発防止のための研修を平成23年3月に実施しました。

また、局内では同年5月経理担当者を対象に、また9月係長級職員を対象に基本的な財務事務内容も含めた研修会を開催し、再発防止に努めました。